

2016年版「税務手帳」追録

(平成28年6月1日現在)

編集 日本税理士会連合会

東京都品川区大崎1-11-8
日本税理士会館8階
郵便番号141-0032 電話03(5435)0931(代)

発行 株式会社 中央経済社

目 次

●平成28年度税制改正

| | | |
|---|---------|----|
| ① | 国税通則法 | 1 |
| ② | 法人税 | 4 |
| ③ | 所得税 | 13 |
| ④ | 相続税・贈与税 | 18 |
| ⑤ | 登録免許税 | 18 |
| ⑥ | 消費税 | 19 |
| ⑦ | 地方税 | 25 |

●健康保険・厚生年金保険の保険料額表

27

●平成28年度税制改正

① 国税通則法

1. 連帯納付義務

合併又は分割（合併等）を無効とする判決が確定した場合には、当該合併等をした法人は、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により事業を承継した法人の当該合併等の日以後に納税義務の成立した国税について、連帯納付義務を負うこととする。

（注）平29.1.1以後に行われる合併等について適用する。

2. クレジットカード納付制度の創設

- (1) 国税を電子情報処理組織を使用して行う一定の通知に基づき納付しようとする者は、納付受託者にその納付の委託をすることができる。
- (2) 納付受託者が国税を納付しようとする者の委託を受けた場合には、当該委託を受けた日に国税の納付があったものとみなして、附帯税等の規定を適用するほか、納付受託者の納付義務、報告義務等について所要の措置を講ずる。

（注）平29.1.4から施行する。

3. 延滞税の見直し

申告をした後に減額更正がされ、その後更に増額更正又は修正申告（増額更正等）があった場合における増額更正等により納付すべき税額（その申告税額に達するまでの部分に限る。）について、その申告により納付すべき税額の納付日の翌日から当該増額更正等までの間（減額更正が更正の請求に

基づくものである場合には、その減額更正がされた日から1年を経過する日までの期間を除く。)は、延滞税を課さないこととする。

(注) 平29.1.1以後に法定納期限が到来する国税について適用する。

4. 加算税制度の見直し

- (1) 調査対象税目、調査対象期間等の一定の事項の通知以後、かつ、その調査があったことにより更正又は決定があるべきことを予知(更正予知)する前にされた修正申告に基づく過少申告加算税の割合(改正前:0%)については5%(期限内申告税額と50万円のいずれか多い額を超える部分は10%)とし、期限後申告又は修正申告に基づく無申告加算税の割合(改正前:5%)については10%(納付すべき税額が50万円を超える部分は15%)とする。
- (2) 期限後申告若しくは修正申告又は更正若しくは決定等(期限後申告等)に係る無申告加算税(更正予知によるものに限る。)又は重加算税について、その期限後申告等があった日の前日から起算して5年前の日までの間に、その税目について無申告加算税又は重加算税を課されたことがある場合には、その期限後申告等に係る無申告加算税の割合(15%,20%)又は重加算税の割合(35%,40%)は、それぞれその割合に10%加算した割合とする。
- (3) 延滞税の計算期間の見直しに併せて、増額更正等により納付すべき税額(減額更正が更正の請求に基づくものである場合を除く。)については、過少申告加算税を課さないことを明確化する。

(注) 平29.1.1以後に法定申告期限等が到来する国税について適用する。

5. 税務関係書類における個人番号（マイナンバー）の記載

(1) 提出者等の個人番号を記載しなければならないこととされている税務関係書類(申告書及び調書等を除く。)のうち、次に掲げる書類について、提出者等の個人番号の記載を要しないこととする。

- ① 申告等の主たる手続と併せて提出され、又は申告等の後に関連して提出される書類（例：所得税の青色申告承認申請書、青色事業専従者給与に関する届出書）
- ② 税務署長等には提出されない書類であって提出者等の個人番号の記載を要しないこととした場合であっても所得把握の適正化・効率化を損なわない書類（例：非課税貯蓄申込書）

(注) ①の改正は、平29.1.1以後に提出すべき書類について適用され、②の改正は、平28.4.1以後に提出すべき書類について適用する。ただし①の書類については、平29.1.1前においても、運用上、個人番号の記載がなくとも改めてその記載を求めない。

(2) 個人が次に掲げる告知等をする場合において、その告知等を受ける者が、その告知等をする者の個人番号その他の事項を記載した帳簿を備えているときは、個人番号の告知又は特定口座開設届出書等への個人番号の記載を要しないこととする。

- ① 利子・配当等の受領者の告知
- ② 特定口座開設届出書の提出をする者の告知
- ③ 国外送金等をする者の告知書の提出 等

(注) 平28.4.1以後に支払の確定する利子・配当等又は同日以後に特定口座開設届出書等の提出をする場合などについて適用する。

(3) 給与等又は公的年金等の支払者に対して、扶養控除等申

申告書の提出をする場合において、その支払者が当該扶養控除等申告書等に記載されるべき当該扶養控除等申告書の提出をする者、控除対象配偶者又は控除対象扶養親族等の個人番号その他の事項を記載した帳簿（一定の申告書の提出を受けて作成されたものに限る。）を備えているときは、当該扶養控除等申告書等に、その帳簿に記載された個人番号の記載を要しない。

（注）平29.1.1以後に支払を受けるべき給与等、退職手当等又は公的年金等に係る扶養控除等申告書等について適用する。

② 法人税

1. 法人税率の引下げ

法人税の税率（現行：23.9%）を段階的に引き下げる。

| | |
|-----------------|-------|
| 平28.4.1以後開始事業年度 | 23.4% |
| 平30.4.1以後開始事業年度 | 23.2% |

2. 欠損金の繰越控除制度等

(1) 青色欠損金の繰越控除制度、災害による損失金の繰越控除制度における控除限度割合の段階的な引下げ措置について、次のとおりとする。

| 事業年度開始日 | 控除限度割合 |
|-----------------|--------|
| 平成27年4月～平成28年3月 | 65% |
| 平成28年4月～平成29年3月 | 60% |
| 平成29年4月～平成30年3月 | 55% |
| 平成30年4月～ | 50% |

(2) 欠損金額の繰越期間、帳簿書類の保存期間、更正の請求期間及び期間制限を9年から10年に延長する措置につい

て、平30.4.1以後に開始する事業年度において生ずる欠損金額から適用することとする。

3. 減価償却制度の見直し

- (1) 平28.4.1以後に取得をする建物附属設備、構築物並びに鉱業用減価償却資産のうち建物、建物附属設備及び構築物の償却の方法について定率法を廃止する。
- (2) 特別な償却の方法を選定することができる減価償却資産から、平28.4.1以後に取得する建物附属設備及び構築物を除く。

4. 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

対象となる中小企業者等について、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人に限定した上、適用期限を2年延長する。

(注) 平28.4.1以後に取得又は製作若しくは建設をする少額減価償却資産について適用する。

5. エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除

次の見直しを行った上、適用期限を2年延長する。

- (1) 風力発電設備について即時償却を廃止する。
- (2) 対象資産について、太陽光発電設備を電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の認定発電設備以外のものとする等の見直しをする。
- (3) 税額控除の対象資産から車両運搬具を除外する。

(注) 平28.4.1以後に取得等をするものについて適用する。

6. 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は税額控除

次の見直しを行った上、適用期限を2年延長する。

- (1) 特定中核事業の用に供される一定の機械装置及び開発研究用器具備品について即時償却の措置を廃止する。
- (2) 繰越税額控除制度を廃止する。

7. 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除

次の見直しを行った上、適用期限を2年延長する。

- (1) 特別償却率を、機械装置及び器具備品については40%（現行：50%）に、建物等及び構築物については20%（現行：25%）に、それぞれ引き下げる。
- (2) 税額控除率を、機械装置及び器具備品については12%（現行：15%）に、建物等及び構築物については6%（現行：8%）に、それぞれ引き下げる。
- (3) 繰越税額控除制度を廃止する。

（注）平28.4.1以後に取得等をする特定機械装置等について適用する。

8. 生産性向上設備投資促進税制

以下の適用期限をもって廃止する。

- (1) 即時償却及び税額控除率の上乗せ措置：平28.3.31
- (2) その他の措置：平29.3.31

9. 特定信頼性向上設備等の特別償却

特定通信・放送開発事業実施円滑化法の地域特定電気通信設備供用事業に関する実施計画に係る措置とした上、その適用期限を1年10月延長する。

(注) 改正法の施行の日以後に取得等をする設備について適用する。

10. 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却

次の見直しを行った上、適用期限を2年延長する。

- (1) 対象資産を障害者が労働に従事する事業所にある一定のものに限定する。
- (2) 圧縮記帳の特例と重複して適用できないこととする。

(注) 平28.4.1以後に適用する。

11. サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却

割増償却率を10%（耐用年数が35年以上であるものについては、14%）（現行：14%（耐用年数が35年以上であるものについては、20%））に引き下げた上、適用期限を1年延長する。

(注) 平28.4.1以後に適用する。

12. 倉庫用建物等の割増償却

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の改正に伴い、対象となる倉庫用建物等の要件を見直すとともに、貸付けの用に供するものを対象から除外した上、その適用期限を1年延長する。

(注) 改正法の施行の日以後に取得等をするものについて適用され、同日前に改正前の法律による認定又は確認を受けた法人が平29.3.31以前に取得等をしたものについては、従来どおり適用する。

13. 役員給与の損金不算入

事前確定届出給与について、特定譲渡制限付株式及びその

特定譲渡制限付株式に係る承継譲渡制限付株式による給与は納税地の所轄税務署長への届出を不要とするとともに、利益連動給与の算定指標の範囲にROE（自己資本利益率）その他の利益に関連する一定の指標が含まれることを明確化する。

（注）平28.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用する。

14. 譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例

法人が個人から受ける役務の提供に係る費用の額につきその対価として特定譲渡制限付株式が交付されたとき（承継譲渡制限付株式が交付されたときを含む。）は、給与等課税事由が生じた日においてその役務の提供を受けたものとして、法人税法の規定を適用する。

（注）平28.4.1以後にその交付に係る決議（その決議が行われない場合には、その交付）をする特定譲渡制限付株式及び承継譲渡制限付株式について適用する。

15. 寄附金の損金不算入

義務教育学校を設置する学校法人に対する寄附金について、小学校及び中学校を設置する学校法人に対する寄附金と同様に、指定寄附金等の対象とする。

（注）平28.4.1以後に支出する寄附金について適用する。

16. 国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例

青色申告書を提出する内国法人で各事業年度終了の日において国家戦略特別区域法の特定事業を実施する一定の法人が、その各事業年度において、国家戦略特別区域内において行われる特定事業に係る所得の金額として一定の金額を有す

る場合には、その金額の20%相当額の所得控除ができることとする。なお、次の規定の適用を受ける事業年度においては、適用されない。

- ・ 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は税額控除
- ・ 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は税額控除
- ・ 沖縄の認定法人の所得の特別控除

(注) 改正国家戦略特別区域法の施行の日から施行する。

17. 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入対象となる国庫補助金等の範囲について、次の見直しを行う。

- (1) 独立行政法人空港周辺整備機構等の補助金を除外する。
- (2) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の助成金で一定の鉄道施設等の整備に係るものを追加する。
- (3) 指定周波数変更対策機関の給付金を除外する。

(注) 平28.4.1以後に交付を受けるものについて適用する。

18. 海外投資等損失準備金

資源探鉱事業法人及び資源探鉱投資法人に係る準備金積立率を70%（現行：90%）に引き下げ、資源探鉱事業法人の範囲等の明確化を行った上、適用期限を2年延長する。

(注) 平28.4.1以後に取得する特定株式等について適用する。

19. 有価証券の取得価額

適格株式交換等により取得をした株式交換完全子法人等の

株式の取得価額について、株主が50人以上である株式交換完全子法人等の場合には、前期期末時における簿価純資産価額にその前期期末時からその適格株式交換等の直前の時までの資本金等の額等の増減を調整したものとする。

(注) 平28.4.1以後に行われる株式交換等により取得をする株式について適用する。

20. 組織再編税制の見直し

(1) 組織再編税制における適格要件について、次のとおり見直しを行う。

① 共同で事業を営むための新設合併、新設分割又は株式移転に係る適格要件のうち株主等の数が50人以上である場合の株式継続保有要件の判定を明確化する。

② 共同で事業を営むための適格分割型分割の要件について、分割法人の全てが資本又は出資を有しない法人である場合には株式継続保有要件を除外して判定する。

③ 共同で事業を営むための適格株式交換等の要件のうち役員継続要件について、その株式交換等前の株式交換完全子法人等の特定役員の全てがその株式交換等に伴って退任をするものでないこととする。

(2) 分割型分割の範囲について、分割により分割対価資産の全てが分割法人の株主等に直接に交付されるものを追加する。

(3) 適格現物出資の対象となる現物出資の範囲について、次のとおり見直しを行う。

① 外国法人に国内資産等の移転を行う現物出資のうちその国内資産等の全部がその外国法人の恒久的施設に属するものを追加する。ただし、移転する国内資産等に一定の国内源泉所得を生ずべき資産が含まれる場合に

は、現物出資後に内部取引を行わないことが見込まれているものに限る。

② 次の現物出資を除外する。

イ 外国法人が他の外国法人に国外資産等の移転を行う現物出資のうちその国外資産等の全部又は一部が他の外国法人の恒久的施設に属するもの

ロ 内国法人が外国法人に特定国外資産等（現物出資の日以前1年以内に内部取引等により国外資産等となった資産）の移転を行う現物出資のうち、その特定国外資産等の全部又は一部がその外国法人の恒久的施設に属しないもの

（注） 平28.4.1以後に行う組織再編について適用する。

21. 認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の税額控除制度（企業版ふるさと納税）の創設

青色申告書を提出する法人が、改正地域再生法の施行の日（平28.4.20）から平32.3.31までの間に、認定地方公共団体に対して特定寄附金を支出した場合には、その支出した日を含む事業年度の所得に対する調整前法人税額から、支出した特定寄附金の額の合計額の20%相当額から道府県民税及び市町村民税の額から控除される一定の金額を控除した金額（支出した特定寄附金の額の合計額の10%相当額を超える場合には10%相当額）の法人税額の特別控除ができることとする。

22. 雇用者の数が増加した場合の税額控除

(1) 税額控除限度額の計算について、特定地域基準雇用者数を基礎として計算することとする。ただし、その特定地域基準雇用者数が適用年度の基準雇用者数を超える場合に

は、その基準雇用者数とする。

- (2) 適用期限を平30.3.31まで2年延長する。
- (3) 雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除と重複して適用することができることとする。

(注) 平28.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用する。

23. 雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除

雇用者の数が増加した場合の税額控除と重複して適用することができることとされ、重複して適用する場合には、本制度における雇用者給与等支給増加額は、特定地域基準雇用者数、地方事業所基準雇用者数及び地方事業所特別基準雇用者数の算定の基礎となった者に対する給与等の支給額として計算した金額を控除した金額とする。

(注) 平28.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用する。

24. 適用期限の延長・適用の廃止

- (1) 次の特例措置の適用期限を2年延長する。
 - ① 交際費等の損金不算入制度
 - ② 中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用
- (2) 次の特例措置について、適用期限の到来等に伴い、廃止する。
 - ① 特定農産加工品生産設備の特別償却
 - ② 災害対策用基幹放送設備等の特別償却
 - ③ 新幹線鉄道大規模改修準備金
 - ④ 国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例

③ 所得税

1. 特例措置の適用期限の延長

次の特例措置の適用期限を2年延長する。

- ① 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例
- ② 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等
- ③ 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等
- ④ 国等に対して重要有形民俗文化財を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例

2. 非課税所得

- (1) 義務教育学校の児童又は生徒が、その学校の長の指導を受けて預入等をした預貯金等の利子等について、所得税を課さない。
- (2) 通勤手当の非課税限度額を月額15万円（改正前：10万円）に引き上げる。
- (3) 学資に充てるため給付される金品のうち非課税所得とならない給与その他対価の性質を有するものから、給与所得を有する者がその使用者から通常の給与に加算して受けるものであって、法人である使用者からその法人の役員の学資に充てるため給付する場合など一定の場合以外に該当するものを除外する。

(注) (2)の改正は、平28.1.1以後に受けるべき通勤手当（同日前に受けるべき通勤手当の差額として追加支給されるものを除く。）について適用され、(3)の改正は、平28.4.1以後に受けるべき金品について適用する。

3. 被相続人の居住用家屋に係る譲渡所得の特例の創設

相続又は遺贈による被相続人居住用家屋（当該相続の開始の直前において被相続人の居住の用に供されていた家屋であって、昭56.5.31以前に建築されたこと、当該相続の開始の直前において当該被相続人以外に居住をしていた者がいなかったこと等の要件を満たすもの）及び被相続人居住用家屋の敷地等（当該相続の開始の直前において当該被相続人居住用家屋の敷地の用に供されていた土地等）の取得をした個人が、平28.4.1から平31.12.31までの間に、一定の譲渡（当該相続の開始があった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間にしたものに限るものとし、その譲渡の対価の額が1億円を超えるもの等を除く。）をした場合には、居住用財産の譲渡所得の3,000万円特別控除を適用できることとする。

4. 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（NISA）

平成30年以後の勘定設定期間に係る非課税適用確認書の交付申請書への基準日における国内の住所の記載及び当該住所を証する書類の添付が不要とされたことに伴い、平成30年以後の勘定設定期間を、平30.1.1から平35.12.31までとする等の改正を行う。

5. 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除

適用対象となる上場株式等の譲渡の範囲に、国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等の適用により行われたものとみなされた譲渡を加える。

6. 給与所得者の特定支出控除の特例

対象となる特定支出の範囲から、「雇用保険法に規定する教育訓練給付金」及び「母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する自立支援教育訓練給付金」が支給される部分の支出を除外する。

7. 寄附金控除

義務教育学校を設置する学校法人に対する寄附金を、特定寄附金の対象とする。

(注) 平28.4.1以後に支出する寄附金について適用する。

8. セルフメディケーション税制（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）の創設

居住者が平29.1.1から平33.12.31までの間に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費を支払った場合において当該居住者がその年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行っているときにおけるその年分の医療費控除については、その者の選択により、その年中に支払った特定一般用医薬品等購入費の金額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される部分の金額を除く。）の合計額が1万2千円を超えるときは、その超える部分の金額（8万8千円を限度）を、控除額とすることができることとする。

9. 公益法人等に寄附をした場合の税額控除制度

- (1) 実績判定期間にその公益目的事業費用等の額の合計額が1億円に満たない事業年度を有する公益社団法人等に係るいわゆるパブリック・サポート・テストの絶対値要件における実績判定期間内の判定基準寄附者数が年平均100人以

上とする要件の当該判定基準寄附者数は、当該事業年度における判定基準寄附者数に1億を乗じてこれを当該公益目的の事業費用等の額の合計額で除して計算する。

- (2) 公益社団法人等に係る絶対値要件について、実績判定期間内の各事業年度における当該判定基準寄附者からの寄附金の額の総額に12を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た金額が30万円以上であることを要件に加える。
- (3) 適用対象となる寄附金の範囲に、国立大学法人、公立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構又は独立行政法人日本学生支援機構（一定の要件を満たすものに限る。）に対する寄附金のうち学生等に対する修学の支援のための事業に充てられることが确实であるものを加える。
(注) 平成28年分以後の所得税について適用する。

10. 住宅の多世帯同居改修工事等に係る特例の創設

- (1) 個人が、その者の有する居住用の家屋について、特定多世帯同居改修工事等を含む増改築等を行った場合において、当該居住用の家屋を平28.4.1から平31.6.30までの間にその者の居住の用に供したときは、増改築等に係る費用に充てるために借り入れた住宅借入金等の年末残高（1,000万円を限度）の区分に応じ、それぞれに定める割合に相当する金額の合計額を所得税の額から控除できることとする。なお、住宅の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の税額控除との選択適用とされ、控除期間は5年とする。
 - ① 特定多世帯同居改修工事等に要した費用の額から当該特定工事に係る補助金等の額を控除した金額（250万円を限度）に相当する住宅借入金等の年末残高：2%
 - ② ①以外の住宅借入金等の年末残高：1%

- (2) 個人が、その者の有する居住用の家屋について、多世帯同居改修工事等を行った場合において、当該居住用の家屋を平28.4.1から平31.6.30までの間にその者の居住の用に供したときは、当該個人のその居住の用に供した日の属する年分の所得税の額から、その多世帯同居改修工事等の標準的な工事費用相当額（250万円を限度）の10%に相当する金額を控除できることとする。

11. 住宅借入金等を有する場合の税額控除

次に掲げる措置について、改正前の居住者が満たすべき要件と同様の要件の下で、非居住者が住宅の取得等をする場合について適用できることとする。

- ① 住宅借入金等を有する場合の税額控除
 - ② 特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の税額控除の控除額に係る特例
 - ③ 既存住宅の耐震改修をした場合の税額控除
 - ④ 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の税額控除
 - ⑤ 認定住宅の新築等をした場合の税額控除
- (注) 平28.4.1以後に住宅の取得等をする場合について適用する。

12. 確定申告書に関する書類の提出等

確定申告書等に添付すべき生命保険料控除、地震保険料控除及び寄附金控除に関する証明書の範囲に、電子証明書等に記録された情報の内容を、国税庁長官が定める方法により出力した書面を加える。

(注) 平成30年分以後の所得税について適用する。

4 相続税・贈与税

農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度

- (1) 納税猶予の期限の確定事由から、特例適用農地等に地上権が設定された場合において受贈者等が耕作を継続しているときにおける当該地上権の設定を除く。
- (2) 贈与税の納税猶予を適用している場合の特定貸付けの特例について、農地中間管理事業のために特定貸付けが行われた場合は、受贈者の納税猶予の適用期間が10年以上（貸付け時に65歳未満の場合には、20年以上）であることとする要件を課さない。

(注) (1)は平28.4.1以後の地上権の設定について、(2)は同日以後の特定貸付けについて適用する。

5 登録免許税

特例措置の延長

次の特例措置の適用期限を2年延長する。

- ① 特定認定長期優良住宅の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置
- ② 認定低炭素住宅の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置
- ③ 特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置
- ④ マンション建替事業の施行者等が受ける権利変換手続開始の登記等に対する登録免許税の免税措置
- ⑤ 農地中間管理機構が農用地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置
- ⑥ 預金保険法に規定する第一号措置を行うべき旨の内

閣総理大臣の決定等に基づく預金保険機構による金融機関等の株式の引受け等に伴い、当該金融機関等が受ける資本金の額の増加の登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置

- ⑦ 認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置

6 消費税

※ 消費税率10%への引上げ及び軽減税率制度の導入については、平成28年6月1日の安倍首相の記者会見において、平成31年10月まで延期する方針が表明されている。

1. 消費税の軽減税率制度の導入

平29.4.1から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%へ引き上げられ、同時に軽減税率制度が導入される。

- (1) 課税資産の譲渡等のうち次に掲げるもの（29年輕減対象資産の譲渡等）について、軽減税率を適用する。
- ① 飲食料品（食品と食品以外の資産が一の資産を形成し、又は構成している一定の資産を含む。）の譲渡
 - ② 新聞（1週に2回以上発行する新聞に限る。）の定期購読契約に基づく譲渡
- (2) 保税地域から引き取られる課税貨物のうち、上記(1)①の飲食料品に該当するものについては、軽減税率を適用する。

2. 軽減税率制度の創設に伴う経過措置

- (1) 帳簿及び請求書等の記載事項
- ① 課税仕入れが29年輕減対象資産の譲渡等に係るもの

である場合には、帳簿に記載すべき事項として「29年輕減対象資産の譲渡等に係るものである旨」を加える。

② 仕入税額控除の対象とされる請求書等に記載されるべき事項として「29年輕減対象資産の譲渡等である旨」及び「税率の異なるごとに区分して合計した対価の額」を加える。

③ 上記②の記載事項について、請求書等の交付を受けた事業者が事実に基づき追記した請求書等を保存するときは、仕入税額控除の対象とする。

(2) 29年輕減対象資産の譲渡等を行う中小事業者の課税標準の計算等に関する経過措置

基準期間における課税売上高が5,000万円以下である29年輕減対象資産の譲渡等を行う事業者(免税事業者を除く。)が、平29.4.1から平33.3.31までの期間中に、国内において行う課税資産の譲渡等の税込価額を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情があるときは、通常の事業を行う連続する10営業日の課税資産の譲渡等の税込価額の合計額に占める29年輕減対象資産の譲渡等に係る部分の金額の割合、又は卸売業及び小売業にのみ要する課税仕入れに係る支払対価の額等の合計額に占める29年輕減対象資産の譲渡等にのみ要するものの割合(主として29年輕減対象資産の譲渡等を行う事業者が、これらの割合を計算することにつき困難な事情がある場合には、50%)を用いて一定の計算をした金額を、当該期間の29年輕減対象資産の譲渡等の対価の額の合計額とすることができる。

(3) 課税仕入れ等を適用税率別に区分することが困難な小売業等を営む中小事業者に対する経過措置

基準期間における課税売上高が5,000万円以下である29年輕減対象資産の譲渡等を行う事業者(免税事業者を除く。)が、

平29.4.1 から同日以後1年を経過する日の属する課税期間の末日までの期間中に、国内において行う卸売業又は小売業に係る課税仕入れに係る支払対価の額等を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情があるときは、卸売業及び小売業に係る課税資産の譲渡等の税込価額の合計額に占める29年輕減対象資産の譲渡等の税込価額の合計額の割合を用いて一定の計算をした金額を、当該期間の課税仕入れ等の税額とすることができる。

(4) 課税仕入れ等を適用税率別に区分することが困難な中小事業者に対する経過措置

基準期間における課税売上高が5,000万円以下である事業者（免税事業者を除く。）が、国内において行う課税仕入れに係る支払対価の額等を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情がある場合であって、平29.4.1 から平30.3.31までの日の属する課税期間の末日までに、中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例（簡易課税制度）の適用を受ける旨の届出書を納税地を所轄する税務署長に提出したときは、当該届出書を当該課税期間の初日の前日に提出したものとみなす。

(5) 29年輕減対象資産の譲渡等を行う中小事業者以外の事業者の課税標準の計算等に関する経過措置

基準期間における課税売上高が5,000万円超である29年輕減対象資産の譲渡等を行う事業者が、平29.4.1 から同日以後1年を経過する日の属する課税期間の末日までの期間中に、国内において行う課税資産の譲渡等の税込価額を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情があるときは、上記(2)の方法により、当該期間の29年輕減対象資産の譲渡等の対価の額の合計額を計算することができる。

(6) 課税仕入れ等を適用税率別に区分することが困難な小売

業等を営む中小事業者以外の事業者に対する経過措置

基準期間における課税売上高が5,000万円超である29年軽減対象資産の譲渡等を行う事業者が、平29.4.1から同日以後1年を経過する日の属する課税期間の末日までの期間中に、国内において行う卸売業又は小売業に係る課税仕入れに係る支払対価の額等を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情があるときは、上記(3)の方法により、当該期間の課税仕入れ等の税額を計算することができる。

(7) 課税仕入れ等を適用税率別に区分することが困難な中小事業者以外の事業者に対する経過措置

基準期間における課税売上高が5,000万円超である事業者が、平29.4.1から同日以後1年を経過する日の属する課税期間の末日までの期間中に、国内において行う課税仕入れに係る支払対価の額等を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情がある場合であって、その課税期間の末日までに簡易課税制度に準じた計算を行う旨の届出書を納税地を所轄する税務署長に提出したときは、簡易課税制度に準じた方法により当該期間の課税仕入れ等の税額の合計額を計算することができる。

3. 輸出物品販売場制度の見直し

(1) 免税販売の対象となる下限額を、次のとおりとする。

| | 現行 | 改正後 |
|------|------|-------|
| 一般物品 | 1万円超 | 5千円以上 |
| 消耗品 | 5千円超 | 5千円以上 |

(2) 非居住者が輸出物品販売場において免税対象物品を購入する際、国際第二種貨物利用運送事業者と当該物品の輸出に係る運送契約を締結し、当該販売場に当該運送契約に係

る契約書の写しの提出及び旅券等の提示を行い、当該物品をその場で当該運送事業者（代理人を含む。）に引き渡して海外へ直送する場合には、購入記録票の作成や購入者誓約書の提出等を省略できることとする。

- (3) 大規模小売店舗を設置している者が商店街振興組合等の組合員である場合には、当該大規模小売店舗内で販売場を経営する他の事業者は、手続委託型輸出物品販売場の許可を受けることができることとする。また、当該許可を受けた手続委託型輸出物品販売場と当該商店街の地区等に所在する手続委託型輸出物品販売場の免税販売手続を代理する一の承認免税手続事業者（免税手続カウンター）は、それぞれの販売価額（税抜）の合計額を一般物品と消耗品の別に合算して、免税販売の対象となる購入下限額以上かどうかを判定することができる。

- (4) 非居住者が行う輸出物品販売場への購入者誓約書の提出は、免税対象物品を輸出する旨を誓約する電磁的記録の提供によることができることとする。

(注) (1)から(4)の改正は、平28.5.1以後に行う課税資産の譲渡等又は輸出物品販売場の許可申請等について適用する。

- (5) 免税対象物品から、金又は白金の地金を除外する。

(注) 平28.4.1以後に行う課税資産の譲渡等について適用する。

4. 事業者向け電気通信利用役務の提供を受けた場合の内外判定基準の見直し

- (1) 国内事業者が国外事業所等で受ける事業者向け電気通信利用役務の提供のうち、国内以外の地域において行う資産の譲渡等にものみ要するものである場合は、国外取引とする。

- (2) 国外事業者が恒久的施設で受ける事業者向け電気通信利用役務の提供のうち、国内において行う資産の譲渡等に要するものである場合は、国内取引とする。

(注) 平29.1.1以後行う特定仕入れから適用する。

5. 高額特定資産を取得した場合の中小事業者に対する特例措置の適用関係の見直し

- (1) 事業者が事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を受けない課税期間中に高額特定資産（1,000万円以上の棚卸資産又は調整対象固定資産）の仕入れ等を行った場合には、仕入れ等の日の属する課税期間の翌課税期間から、仕入れ等の日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間においては、事業者免税点制度及び簡易課税制度を適用しないこととする。

- (2) 自己建設高額特定資産については、建設等に要した仕入れ等の支払対価の額の累計額が1,000万円以上となった日の属する課税期間の翌課税期間から、当該建設等が完了した日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間においては、事業者免税点制度及び簡易課税制度を適用しないこととする。

(注) 平28.4.1以後に高額特定資産の仕入れ等を行った場合に適用する。平27.12.31までに締結した契約に基づき、平28.4.1以後に高額特定資産の仕入れ等を行った場合には、適用しない。

7 地方税

1. 法人事業税の税率引下げと外形標準課税の拡大

(1) 法人事業税の税率の改正

資本金1億円超の普通法人に係る所得割の税率を引き下げるとともに、外形標準課税（付加価値割、資本割）を拡大する。

| 区 分 | | 現 行 | 改正後 |
|-------|-------------------|----------------|----------------|
| | | 平成27年度 | 平成28年度～ |
| 付加価値割 | | 0.72% | 1.2% |
| 資 本 割 | | 0.3% | 0.5% |
| 所得割 | 年400万円以下の所得 | 3.1% (1.6%) | 1.9% (0.3%) |
| | 年400万円超800万円以下の所得 | 4.6% (2.3%) | 2.7% (0.5%) |
| | 年800万円超の所得 | 6.0% (3.1%) | 3.6% (0.7%) |

(注1) 所得割の税率下段のカッコ内の率は、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用後の税率であり、当該税率の制限税率を標準税率の2倍（現行：1.2倍）に引き上げる。

(注2) 3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の所得割に係る税率については、軽減税率の適用はない。

(2) 地方法人特別税の税率の改正

資本金1億円超の普通法人の地方法人特別税の税率を次のとおりとする。

| | 現 行 | 改正後 |
|---|--------|---------|
| | 平成27年度 | 平成28年度～ |
| 付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人事業税を課税される法人の所得割額に対する税率 | 93.5% | 414.2% |

(3) 法人事業税の税率の改正に伴う負担変動の軽減措置

外形標準課税の拡大により負担増となる法人のうち、事業規模が一定以下の法人について、3年間、負担増を軽減する。

平28.4.1～平29.3.31：4分の3

平29.4.1～平30.3.31：2分の1

平30.4.1～平31.3.31：4分の1

2. 地方法人課税の偏在是正

(1) 法人住民税法人税割の税率の改正

法人住民税法人税割の税率を次のとおりとする。

| 区 分 | 現行 | | 改正後 | |
|-----------|------|-------|------|------|
| | 標準税率 | 制限税率 | 標準税率 | 制限税率 |
| 道府県民税法人税割 | 3.2% | 4.2% | 1.0% | 2.0% |
| 市町村民税法人税割 | 9.7% | 12.1% | 6.0% | 8.4% |

(2) 地方法人税の税率の改正

地方法人税の税率を10.3%（現行：4.4%）に引き上げる。

（注）(1)(2)は平29.4.1以後に開始する事業年度から適用する。

(3) 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の廃止

① 平29.4.1以後に開始する事業年度から地方法人特別税は廃止する（法人事業税に復元）。

② 地方法人特別譲与税は、平成30年8月譲与分をもって廃止する。

③ 平成29年度から法人事業税額の一部を都道府県が市町村に交付する法人事業税交付金を創設する。

・ 交付額：法人事業税額の5.4%

・ 交付基準：従業者数

●健康保険・厚生年金保険の保険料額表

(平成28年9月分～)

(単位：円)

| 標準報酬 等級 | 報酬月額 月額(A) | 報酬月額 | | 健康保険料率 (全国健康保険協会) 各都道府県別 | | 厚生年金保険料率 (一般の被保険者) 18.182% | |
|------------|---------------|------|---------------------|--------------------------------|-----|----------------------------------|-----------|
| | | 円以上 | 円未満 | 全額 | 折半額 | 全額 | 折半額 |
| 1 | 58,000 | | ～63,000 | | | | |
| 2 | 68,000 | | 63,000～73,000 | | | | |
| 3 | 78,000 | | 73,000～83,000 | | | | |
| 4 | 88,000 | | 83,000～93,000 | | | | |
| 5(1) | 98,000 | | 93,000～101,000 | | | 17,818.36 | 8,909.18 |
| 6(2) | 104,000 | | 101,000～107,000 | | | 18,909.28 | 9,454.64 |
| 7(3) | 110,000 | | 107,000～114,000 | | | 20,000.20 | 10,000.10 |
| 8(4) | 118,000 | | 114,000～122,000 | | | 21,454.76 | 10,727.38 |
| 9(5) | 126,000 | | 122,000～130,000 | | | 22,909.32 | 11,454.66 |
| 10(6) | 134,000 | | 130,000～138,000 | | | 24,363.88 | 12,181.94 |
| 11(7) | 142,000 | | 138,000～146,000 | | | 25,818.44 | 12,909.22 |
| 12(8) | 150,000 | | 146,000～155,000 | | | 27,273.00 | 13,636.50 |
| 13(9) | 160,000 | | 155,000～165,000 | | | 29,091.20 | 14,545.60 |
| 14(10) | 170,000 | | 165,000～175,000 | | | 30,909.40 | 15,454.70 |
| 15(11) | 180,000 | | 175,000～185,000 | | | 32,727.60 | 16,363.80 |
| 16(12) | 190,000 | | 185,000～195,000 | | | 34,545.80 | 17,272.90 |
| 17(13) | 200,000 | | 195,000～210,000 | | | 36,364.00 | 18,182.00 |
| 18(14) | 220,000 | | 210,000～230,000 | | | 40,000.40 | 20,000.20 |
| 19(15) | 240,000 | | 230,000～250,000 | | | 43,636.80 | 21,818.40 |
| 20(16) | 260,000 | | 250,000～270,000 | | | 47,273.20 | 23,636.60 |
| 21(17) | 280,000 | | 270,000～290,000 | | | 50,909.60 | 25,454.80 |
| 22(18) | 300,000 | | 290,000～310,000 | | | 54,546.00 | 27,273.00 |
| 23(19) | 320,000 | | 310,000～330,000 | | | 58,182.40 | 29,091.20 |
| 24(20) | 340,000 | | 330,000～350,000 | | | 61,818.80 | 30,909.40 |
| 25(21) | 360,000 | | 350,000～370,000 | | | 65,455.20 | 32,727.60 |
| 26(22) | 380,000 | | 370,000～395,000 | | | 69,091.60 | 34,545.80 |
| 27(23) | 410,000 | | 395,000～425,000 | | | 74,546.20 | 37,273.10 |
| 28(24) | 440,000 | | 425,000～455,000 | | | 80,000.80 | 40,000.40 |
| 29(25) | 470,000 | | 455,000～485,000 | | | 85,455.40 | 42,727.70 |
| 30(26) | 500,000 | | 485,000～515,000 | | | 90,910.00 | 45,455.00 |
| 31(27) | 530,000 | | 515,000～545,000 | | | 96,364.60 | 48,182.30 |
| 32(28) | 560,000 | | 545,000～575,000 | | | 101,819.20 | 50,909.60 |
| 33(29) | 590,000 | | 575,000～605,000 | | | 107,273.80 | 53,636.90 |
| 34(30) | 620,000 | | 605,000～635,000 | | | 112,728.40 | 56,364.20 |
| 35 | 650,000 | | 635,000～665,000 | | | | |
| 36 | 680,000 | | 665,000～695,000 | | | | |
| 37 | 710,000 | | 695,000～730,000 | | | | |
| 38 | 750,000 | | 730,000～770,000 | | | | |
| 39 | 790,000 | | 770,000～810,000 | | | | |
| 40 | 830,000 | | 810,000～855,000 | | | | |
| 41 | 880,000 | | 855,000～905,000 | | | | |
| 42 | 930,000 | | 905,000～955,000 | | | | |
| 43 | 980,000 | | 955,000～1,005,000 | | | | |
| 44 | 1,030,000 | | 1,005,000～1,055,000 | | | | |
| 45 | 1,090,000 | | 1,055,000～1,115,000 | | | | |
| 46 | 1,150,000 | | 1,115,000～1,175,000 | | | | |
| 47 | 1,210,000 | | 1,175,000～ | | | | |
| 48 | 1,270,000 | | 1,235,000～1,295,000 | | | | |
| 49 | 1,330,000 | | 1,295,000～1,355,000 | | | | |
| 50 | 1,390,000 | | 1,355,000～ | | | | |

標準報酬月額(A)に次頁の都道府県別健康保険料率を介護保険第2号被保険者が否かを判断し、該当率を乗じた金額

左欄の金額に50%を乗じる

*48～50等級は、平成28年4月分から新設。3月分は47等級までとなり、48～50等級は47等級の保険料となる。
*平成28年4月から傷病手当金・出産手当金の1日当たりの支給金額は以下の計算方法となる。

$$\left[\begin{array}{l} \text{支給開始日以前の} \\ \text{継続した12ヶ月間の各月の標準報酬月額を平均した額} \end{array} \right] \div 30日 \times \frac{2}{3}$$

*詳しくは、日本年金機構のホームページ (<http://www.nenkin.go.jp/>) でご確認ください。

都道府県別健康保険料率（全国健康保険協会）

（平成28年3月分～）

（単位：％）

| 都道府県名 | 健康保険料率 | | 都道府県名 | 健康保険料率 | |
|-------|--------------------|-------------------|-------|--------------------|-------------------|
| | 介護保険第2号被保険者に該当しない方 | 介護保険第2号被保険者に該当する方 | | 介護保険第2号被保険者に該当しない方 | 介護保険第2号被保険者に該当する方 |
| 北海道 | 10.15 | 11.73 | 滋賀県 | 9.99 | 11.57 |
| 青森県 | 9.97 | 11.55 | 京都府 | 10.00 | 11.58 |
| 岩手県 | 9.93 | 11.51 | 大阪府 | 10.07 | 11.65 |
| 宮城県 | 9.96 | 11.54 | 兵庫県 | 10.07 | 11.65 |
| 秋田県 | 10.11 | 11.69 | 奈良県 | 9.97 | 11.55 |
| 山形県 | 10.00 | 11.58 | 和歌山県 | 10.00 | 11.58 |
| 福島県 | 9.90 | 11.48 | 鳥取県 | 9.96 | 11.54 |
| 茨城県 | 9.92 | 11.50 | 鳥根県 | 10.09 | 11.67 |
| 栃木県 | 9.94 | 11.52 | 岡山県 | 10.10 | 11.68 |
| 群馬県 | 9.94 | 11.52 | 広島県 | 10.04 | 11.62 |
| 埼玉県 | 9.91 | 11.49 | 山口県 | 10.13 | 11.71 |
| 千葉県 | 9.93 | 11.51 | 徳島県 | 10.18 | 11.76 |
| 東京都 | 9.96 | 11.54 | 香川県 | 10.15 | 11.73 |
| 神奈川県 | 9.97 | 11.55 | 愛媛県 | 10.03 | 11.61 |
| 新潟県 | 9.79 | 11.37 | 高知県 | 10.10 | 11.68 |
| 富山県 | 9.83 | 11.41 | 福岡県 | 10.10 | 11.68 |
| 石川県 | 9.99 | 11.57 | 佐賀県 | 10.33 | 11.91 |
| 福井県 | 9.93 | 11.51 | 長崎県 | 10.12 | 11.70 |
| 山梨県 | 10.00 | 11.58 | 熊本県 | 10.10 | 11.68 |
| 長野県 | 9.88 | 11.46 | 大分県 | 10.04 | 11.62 |
| 岐阜県 | 9.93 | 11.51 | 宮崎県 | 9.95 | 11.53 |
| 静岡県 | 9.89 | 11.47 | 鹿児島県 | 10.06 | 11.64 |
| 愛知県 | 9.97 | 11.55 | 沖縄県 | 9.87 | 11.45 |
| 三重県 | 9.93 | 11.51 | | | |

- * 1. 40歳から65歳未満の方（介護保険第2号被保険者に該当する方）は全国一律の介護保険料（1.58％）が加わり、上記表の右欄になります。
- * 2. 各都道府県の保険料額表は、全国健康保険協会（協会けんぽ）のホームページ（<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>）に掲載されています。
- * 3. 健康保険組合に加入する方の健康保険料については、加入する健康保険組合にお問い合わせ下さい。

